

お知らせ 6月1日(月)は
自動車税(種別割)の納期です!

自動車税(種別割)は車を所有する方にかかる県の税金です。金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで現金納付ができるほか、ペイジー(パソコン・携帯電話・ATMを使った納税サービス)や、ウェブサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードを利用して電子的な納付もできます。

また、自動車税(種別割)を納期限までに納税し、領収書等を協賛店で提示すると、割引などの特典が受けられる自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。詳しくは「埼玉県 納めてプラス」で検索してください。

※自動車税(種別割)全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認等については、自動車税コールセンターにご連絡ください。

※自動車税(種別割)収入額の一部は「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出等に活用しています。

- ☎ 自動車税(種別割)全般に関すること
自動車税コールセンター(☎050・3786・1222)
- ☎ 彩の国みどりの基金に関すること
県みどり自然課(☎048・830・3140)

お知らせ ご利用ください!
寄居町エコハウス推進事業補助金

町では、温室効果ガスの削減や電力需要のピークに達する時間帯をシフトするとともに、災害時に自立的エネルギーを確保できる家づくりを促進するため、自己用の住宅に「エコハウス事業」を実施する方へ補助金(最大70万円)を交付します。エコハウス事業とは、対象機器を設置する事業を指し、機器の組み合わせによって補助金額が異なります。

▶ **対象機器**
住宅用太陽光発電システム+HEMS(住宅用エネルギー管理支援システム) 機器、家庭用燃料電池システム、ガスエンジン給湯器、家庭用蓄電池システム

▶ **申し込み**
事業開始前に、申請書等を生活環境エコタウン課へ提出してください。申請書は同課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。
※予算額に達した時点で受付終了

- ☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223)

お知らせ 道路上に張り出す草や樹木の
枝の除去にご協力ください!

これからの季節、草や樹木の枝等が道路へ張り出して、通行に支障をきたす場所が多く見受けられるようになります。町では、私有地から出ている草木は、土地や草木の所有者の責任で伐採などの対応をさせていただくように依頼しています。

樹木は大きくなると伐採に多くの費用がかかります。また、折れた枝が人や車に損傷を与えるなどの事故が起こると、所有者の管理責任を問われる場合があります。普段から所有している草木の剪定や見回りをすることは、事故防止に有効だけでなく、悪天候の際の災害対策にもつながります。道路環境を良好に保つため、伐採等の継続的なご協力をよろしくお願いいたします。

作業する際には次の点にご注意ください。

- 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に電力会社、または電話会社へ連絡してください。
- 通行車両、自転車および歩行者の安全確保と、樹木からの転落等の事故に十分ご注意ください。
- 伐採後の枝や草は、ルールに従って適切に処分してください。

- ☎ 建設課(☎581・2121内線236)

お知らせ ご協力ください!
不正大麻・けし撲滅運動

厚生労働省と県では、毎年5月1日から6月30日までの2カ月間「不正大麻・けし撲滅運動」を全国一斉に実施しています。大麻の使用は有害で、不正栽培・所持は犯罪です。また、けしには法律で栽培が禁止されている種類があります。特に大麻は「海外で合法化されているから害がない」などといった誤った情報が流布され、若年層への乱用の拡大が懸念されています。

けしは自生していることが多く、花が美しいため違法と知らずに育てていることもあり、各地で発見されます。不正栽培や、自生する大麻、植えてはいけないけしを発見した場合は、県熊谷保健所までご連絡ください。植えてはいけないけしの見分け方については、県薬務課のホームページをご覧ください。



植えてはいけないけしの一例
セティゲルム種(アツミゲシ)

- ☎ 県熊谷保健所(☎523・2811)

対象の男性の方にクーポン券発送!

風しん抗体検査・予防接種を受けましょう!



風しんは、妊娠初期の女性が感染すると、目や耳、心臓に障害をもった赤ちゃんが生まれてくる可能性が高くなります。町では、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性に、抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を5月中に発送します。ご自身や周囲の方たち、これから生まれてくる子どもたちを守るためにも、対象の方は必ず検査を受け、検査結果が基準値を下回る場合は、予防接種を受けましょう!

- ▶ **期限** / 令和4年3月31日まで
- ▶ **対象** / 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
※昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性には、令和元年度にクーポン券を発送しています。再発行を希望の方はご連絡ください。

- ☎ 健康福祉課(保健指導班)
(☎581・2121内線211・212)

クーポン券が届いた方へ

STEP1: 抗体検査を受ける

クーポン券が届いたら、すぐに開封して内容を確認後、医療機関等を予約し、抗体検査を受けてください(公費負担)。

※抗体検査は医療機関のほか、特定健康診査、勤め先の健康診断等と一緒に受けられる場合があります。検査の際は必ずクーポン券をご持参ください。

STEP2: 抗体価が低い(免疫がない)場合は予防接種を受ける

検査結果を確認し、抗体検査結果で抗体価が低い方は、医療機関で予防接種を受けてください(公費負担)。

※抗体検査実施機関および接種医療機関についてはクーポン券に同封しているほか、厚生労働省ホームページでも確認できます。

※予防接種をご希望の方は、抗体検査を受ける必要があります。



こまめに、石鹸で手を洗いましょう。